

# ひと・まち・未来研究塾

## 『つながり』規約（抜粋）

### 第1条（名称・事務所の所在地）

本会は、ひと・まち・未来研究塾 『つながり』（通称 研究塾「つながり」）と称し、事務所を草津市笠山1丁目に置く。

### 第2条（目的）

本会は、“暮らし”を支える生活基盤と“夢”を育む未来の創造の分野を軸に仲間が一緒になって地方自治の情報を共有し、研鑽をすることによって個々人のポテンシャルの向上と社会の適応力を拡げるために学び合う場を提供することを目的とする。

2. 本会は、特定の公職の候補者の推薦・支持またはこれに反対する（いわゆる後援会）活動することを目的としない。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 勉強会・講演会・視察研修会等の開催
2. 機関紙・提案冊子等の発行
3. その他、この会の目的達成に必要な事業

### 第4条（構成員）

本会は、役員と運営委員で構成することとし、運営委員は役員会で決定する。

### 第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

代表（塾長） 1名 理事 若干名

代表は塾長を理事もしくは選任講師を指名して委嘱をすることができる。

### 第6条（略）

### 第7条（塾生）

聴講生・研究生 年間プログラムに参加できることを要件として役員会で調整をする。

一般参加者 講演会・視察等の参加者で、事業企画ごとに募集をする。

### 第8条（経費）

本会の運営経費は、参加費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 原則として、塾生から参加費の徴収は行わない。但し、視察研修等で飲食を伴うまたは遠距離で旅費の負担が妥当と判断する場合は、参加費を徴収する。

### 第9条（略）

### 第10条（政治団体の届け）

本会の、収支状況を明らかにするため、政治資金規正法第1条第1項に定めるその他の政治団体の届け出をする。

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会において協議決定する。

附則 本規約は 令和3年4月5日から施行する。

ひと・まち・未来研究塾 『つながり』  
525-0072 草津市笠山1丁目3-22